

写

平成 27 年 2 月 4 日

厚生労働省保険局長 唐澤 剛 殿

公益社団法人国民健康保険中央会

理事長 柴田 雅人



## 国民健康保険制度改革に関する要望書

今般検討が行われている医療保険制度改革においては、国民健康保険制度に関し、制度創設以来半世紀ぶりの大改正となることが見込まれています。

今回の制度改正では、都道府県と市町村が共同で国民健康保険制度を運営することになることから、新たな役割分担を踏まえつつ、より効果的・効率的な運営の仕組みを構築する必要があります。

そのためには、国保保険者が共同して目的を達成するために設立された組織（今回の改革により都道府県も新たに会員として加わることになる）である国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の有する機能を最大限活用することが不可欠と考えます。

また、都道府県及び市町村が役割分担に基づく保険者業務を的確に遂行していくためには、新しい業務処理システムの構築が必要となりますが、その開発には多くの時間を要することから、十分な準備期間を確保していただくご配慮をお願いするとともに、システム構築経費についても国における財政支援措置が必要です。

つきましては、平成 30 年度に実施予定の国保財政運営の都道府県単位化後における制度運営が円滑に進められますよう、下記の事項について要望をいたしますので、その実現方ご配慮をお願い申し上げます。

## 記

### I 制度改正に係る要望

#### 1 関連法案の早期成立について

今回の国民健康保険制度の改革に関する法案について、新制度への移行の準備を的確に行うため、早期に成立するよう万全を期していただきたい。

#### 2 国保連における都道府県の位置づけについて

国保連の認可監督権を有し、また国保運営方針を定める立場にある都道府県が新たに国保連の会員として加入することとなるものと考えられるが、会員としての位置づけについては、市町村との関係等を配慮された上で適切な対応をお願いしたい。

#### 3 都道府県内転居における高額療養費の多数該当の引継ぎについて

新たな仕組みでは、保険給付については市町村ごとの運営となるものと考えられるが、少なくとも同一都道府県内で転居した場合は、高額療養費の多数該当の履歴を引き継ぐなど被保険者への利便性を高める仕組みを検討されたい。

#### 4 国保データベース(KDB)システムに係る保険者のデータ提供について

国保連が運営している国保データベース(KDB)システムは保険者から提供される健診・医療・介護の情報を総合的に利活用し、保険者の効率的・効果的な保健事業の実施をサポートするものであり、国が推進するデータヘルスに大いに貢献するものとして期待されている。

また、保健事業の実施は、被保険者等の健康の維持増進に効果的であることはもちろん、医療費等の適正化・効率化にも資する極めて重要な課題であ

ることから、これを地域全体で推進して行くためにも、保険者は、データを用いた保健事業の推進に努めなければならない旨の規定を整備していただきたい。

## II 制度運用に係る要望

### 1 国保運営方針策定に当たっての国保連の活用について

都道府県が国保運営方針を定めるに当たっては管内市町村の意見をとりまとめることが必要と思われるが、都道府県及び市町村の意見交換ならびに集約の場として、全保険者が加入している国保連を活用していただきたい。

### 2 保険給付事務の簡素化について

保険給付に必要な費用は都道府県から市町村に交付され、市町村が審査支払事務を委託する国保連に対し必要な給付費を支払うことになると思料されるが、当該業務を簡素合理化するために、（市町村からの委託等を前提として）都道府県から国保連に対して当該経費が直接支弁されるような運用が可能となるようにしていただきたい。

### 3 保険給付の点検について

保険給付に係る点検については、市町村のほかに都道府県も行えるようになるものと認識しているが、その実施に当たっては、両者の役割分担を明確化するなどの効率的な仕組みとされたい。

また、仮にそれぞれが独自に点検を実施し、それぞれが再審査請求できることとなると再審査業務が煩瑣となり、高額療養費の支払いも遅れるなどの問題が生じかねないことから、国保連への申し出方法を合理化するなど、業務の円滑化が図られる仕組みとされたい。

#### 4 事務の平準化の促進に係る国の役割について

新たな都道府県の役割として、市町村が担う事務の平準化等の促進を図ることが想定されているが、事務の平準化を進めるに当たっては、国の役割も重要であり、イニシアティブをとっていただきたい。

### III システムの開発、整備に関する要望

#### 1 基本的な要件の提示について

新制度施行までの限られた期間の中でシステム開発を行うためには、国保制度の見直し後の都道府県と市町村の業務内容及び新システムに求められる具体的要件（機能）を早期に提示いただきたい。

#### 2 国保連資産の積極的な活用

国保連は国保業務の実施のためのネットワーク網等を有しており、これらを活用することにより、開発期間の短縮、開発費用の削減が可能である。新システムの開発では、これら国保連が保有する既存資産の積極的な活用をお願いしたい。

また、国保制度の見直しでは、同一都道府県内に転居した場合における被保険者の利便性の向上、例えば高額療養費の多数回情報などの給付の引継ぎを実現することが大きな課題となっている。

このことを実現するためには、資格情報、給付情報の一元管理が必要であるが、これまでの実績からも、国保連が一括して実施できるよう、適切な対応をお願いしたい。

#### 3 番号制度との関連

前記 I の 3 に記載の高額療養費の多数回情報などの給付の引継ぎを実現

するためには、市町村をまたいだ世帯、個人の紐付けが必要であり、個人番号の利用が必要と考えられる。

また、新システムは、国保制度の見直しだけではなく、番号制度における国保情報の集約機能の役割を担うことが想定されることからも、国保連が個人番号を利用する必要と考えられるので、適切な対応をお願いしたい。